

5.熊野川周辺特定景観形成地域の行為の制限に関する事項

下記に該当する行為については、届出が必要です（※条例、規則に定める適用除外となる行為は除きます）

■ 届出対象行為

| 区分 | ①バッファゾーン | ②国道168号沿道 (境界から200m) | ③その他の地域 |
|---------------------------|--|-------------------------|---------------------------|
| 建築物の新築、増築、改築等 | 全ての行為 | 全ての行為 | 高さ13m超 または 延べ面積5000㎡超 |
| 工作物の新設、 増築、改築等 | (1)製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設、太陽光発電 施設等の工作物 | 全ての行為 | 高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超 |
| | (2)広告塔、広告板、装 飾塔等 | 全ての行為 | 高さ13m超 |
| | (3)その他の工作物 | 全ての行為 | 高さ13m超 |
| 都市計画法第4条第12項に規定する開発 行為 | 全ての行為 | 全ての行為 | 2,000㎡超 |
| 土地の開墾、土石の採取等、土地の形 質の変更 | 全ての行為 | 全ての行為 | 2,000㎡超 |
| 屋外における土石、廃棄物等、物件の 堆積 | 全ての行為 | 全ての行為 | 2,000㎡超 |
| 水面の埋立て | 全ての行為 | — | — |

■ 制限の基準（特定景観形成地域以外の区域からの追加・上乘せ基準）

太陽光発電施設については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン」もご覧ください

| 届出対象行為 | ①バッファゾーン | ②国道168号沿道 (境界から200m) | ③その他の地域 |
|----------------------------------|---------------------------|--|--|
| 共通事項 | 文化財的価値の高い貴重な景 観を極力保全する | アクセスルートとして周囲の景 観との調和を図る | 周囲の景観との調和を図る |
| 建築物の建 築等／工作 物の建設等 | 位置・規模 | 周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投影面積1,0 00㎡を超えない規模等) | 眺望への配慮 (国道168号、熊野川から見た ときに、山稜のスカイライ ンから突出しない位置及び 規模) |
| | 形態・意匠 | 周辺景観に著しい影響を及ぼ さない | 国道168号、熊野川から見たと き、周辺との調和へ配慮 |
| | 色彩 | 周辺景観に著しい影響を及ぼ さない | 外観の基調色は色相0.1R～2.5Yは彩度6以下、それ以外は彩度 4以下（無彩色含む） |
| | 素材・緑化・その他 | (特定景観形成地域以外の区域と共通) | |
| 開発行為／ 土地の形質 の変更／土 石の採取等 | 位置・規模 | ・変更する土地の範囲は必要 最小限にとどめる ・地区の景観に著しい改変を 生じさせない ・土砂の流出のおそれがない ようにする ・当該跡地の整理を適切にお こなう | 国道168号、熊野川から見たと きに周辺との調和へ配慮 |
| | 緑化 | (特定景観形成地域以外の区域と共通) | |
| 屋外におけ る物件の堆 積 | 位置・規模 | 景観に著しい改変が生じない | 国道168号、熊野川から見たと き、周辺との調和へ配慮 |
| | 方法・緑化 | (特定景観形成地域以外の区域と共通) | |
| 水面の埋立て | 必要最小限にとどめる | — | — |

◆和歌山県の景観施策についてのお問い合わせは...
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL : 073-441-3228 FAX : 073-441-3232
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>



文化財的価値を持つ熊野川



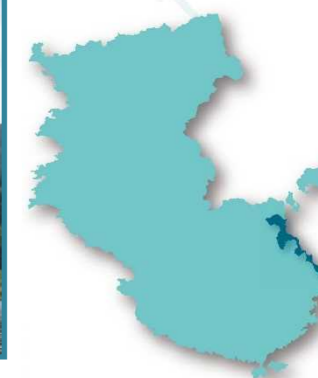
熊野本宮大社と熊野速玉大社を
行き来するアクセスルート



熊野川と一体的になり
文化的景観としての価値を持つ眺望景観



和歌山県景観計画 熊野川周辺特定景観形成地域



1. 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

■ 背景

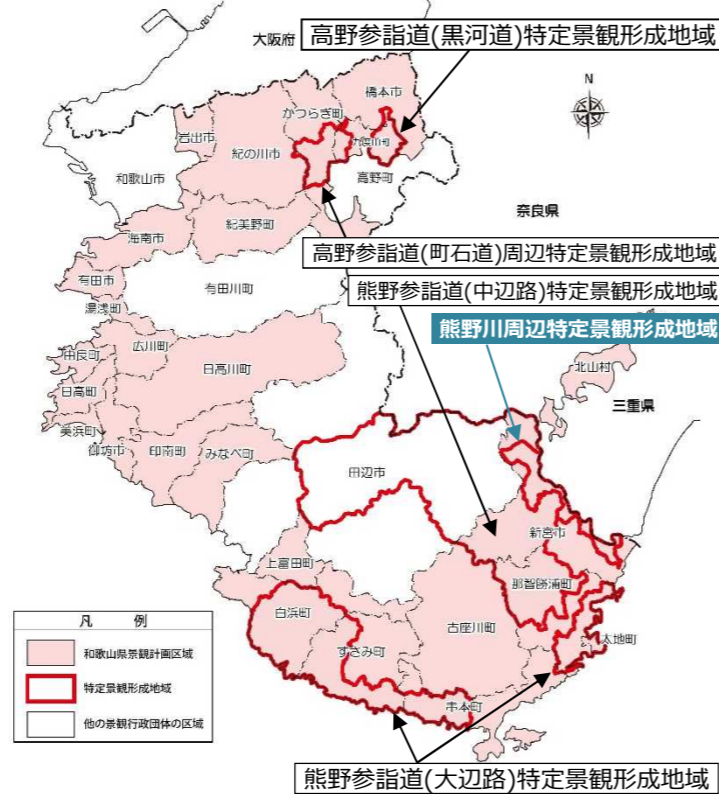
景観法の制定と同時期に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、参詣道沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的保全が必要となってきました。

■ 県の取り組み

和歌山県は、景観政策の骨格となる景観条例を施行するとともに、景観法に基づく景観計画を策定し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。

また、景観計画区域の中で特に重要である認められる地域を特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、届出制度を実施しながら、地域の特性を活かした良好な景観形成を図っています。

● 和歌山県景観計画（特定景観形成地域）の区域



2. 熊野川周辺特定景観形成地域

■ 熊野川周辺 (当初)平成27年4月1日施行

熊野川流域の上流には、熊野本宮大社、下流の河口部には熊野速玉大社が鎮座しており、古くは熊野三山を参詣する際に、本宮から新宮への交通手段として熊野川下りの舟運が利用されることが多く、「川の参詣道」として世界遺産に登録されました。

また、現在では国道168号が熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして参詣者や観光客の動線になっています。

■ 熊野川周辺特定景観形成地域の指定

当地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう以下の範囲を基本として地域を設定しました。

- 世界遺産のコアゾーン、バッファゾーン
- 熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルート周辺
- 熊野川、国道168号からの可視領域



3. 現況からみる景観の類型化

熊野川周辺の景観特性を4つに分類し、良好な景観を誘導します

① 熊野川及び熊野川沿岸の景観

○世界遺産として登録されている景観

文化財的価値を持つ

熊野川及び熊野川沿岸を保全する



② 熊野川から望む景観

○熊野川から見える範囲（可視領域）の景観

熊野川と一体となり文化的景観としての

価値を持つ眺望景観を保全する



③ 国道168号沿道の景観

○国道168号から見える一定距離の範囲の景観

熊野本宮大社と熊野速玉大社を往来する

アクセスルートにふさわしい景観形成を図る



④ 国道168号から望む景観

○眺望点から見える範囲（可視領域）の景観

文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する



4. きめ細やかな区域設定による届出制度の実施

景観特性に応じた区域設定により、きめ細やかな届出制度を実施します

① バッファゾーン (世界遺産緩衝地帯)

- 熊野川等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全します
- 市の世界遺産条例に準じた届出制度を実施します

② 国道168号沿道 (境界から200m)

- 熊野本宮大社と熊野速玉大社を往来するアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- 外観の基調色について、色彩に関する基準を設け、周囲の景観との調和を図ります

③ その他の地域

- 国道168号と熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- 国道168号、熊野川から見たとき、外周囲山稜のスカイラインの眺望を保全します
- 外観の基調色について、色彩に関する基準を設け、周囲の景観との調和を図ります

